

「2014年 基礎答練 労働保険徴収法」から  
第46回社労士試験【択一式】労災徴収法 問9-Cの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14635 p.2]

＜基礎答練 択一式 徴収法 問4-C＞

C 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業が、数次の請負によって行われている場合において、元請負人の事業主が、当該元請負人のみを当該事業の事業主とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

(解答 × 法律上当然かつ強行的に行われるため、一括のための特別な手続は不要(徴収法8条1項))

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題  
【択一式】 労災法・徴収法 【問9-C】

A 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の認可申請があり、厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

(解答 × )

的中!